

# 第4回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

## 議事録

1 日 時 令和7年11月4日（火）午後2時55分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室B

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之  
佐藤 吾郎  
長谷川 珠子

労働者代表委員 国友 雅彦  
西崎 知佳  
山本 浩二

使用者代表委員 上田 哲也  
菊山 章弘  
鶴海 元

事務局 労働基準部長 政木 隆一  
賃金室長 黒田 和美  
賃金指導官 中本 弘一  
監督監察官 諏訪 雅浩  
労災補償監察官 木村 弘之

#### 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第4回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。本日の審議は公開となります。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員がご出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議  
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

佐藤部会長

皆さま、ご苦労様です。本日は前回に続き、2回目の金額審議を行います。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんばりのないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに、岡山局の他産別の状況と他局の状況について伝達事項がありましたら事務局からお願ひします。

黒田室長

それでは、他部会の状況をご説明します。

まず鉄鋼業、プラス64円、改定額1,166円、法定発効で結審しております。続きまして船舶製造業、プラス65円、改定額1,159円、指定日発効で結審しております。電気機械、耐火物につきましては、金額審議の継続中、自動車につきましては、金額審議はこれからという状況になっております。

続きまして、他局の審議状況をお知らせします。前回以降新たに結審した局が3局ございます。

群馬局 プラス64円、改定額1,120円、指定日発効、

長野局 プラス62円、改定額1,105円、法定発効、

滋賀局 プラス54円、改定額1,114円、法定発効、

以上となっております、

ここで、効力発生日について説明をさせていただきます。

岡山県では、これまで効力発生日について、全て法定発効としておりましたが、指定日発効という方法についても、ここで説明させていただきます。

効力発生日については、2つの方法があります。一つは法定発

効とする方法、二つ目は特定の日を指定する方法です。

それでは、一つ目の法定発効について説明いたします。

法定発効とは、官報公示日の翌日から起算し 30 日経過後に効力が発生するというものです。例えば、本日答申を受けたとして異議の申出がない場合を想定しますと、原則ですが、最短で令和 8 年 1 月 3 日（土）からの適用となります。

次に二つの指定日発効について説明します。指定日発効では、官報公示の際に、法定発効日より先の日付を指定して官報に公示するものです。改定日を月の中途とせず、月初め等わかりやすい日とする場合などが考えられます。

いずれの方法につきましても、この専門部会の合意により確定させることとなりますので、よろしくお願いします。

佐藤部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問等はありますでしょうか。

使用者側委員

指定日は 30 日以内にするというのが基本なんですか。

黒田室長

指定日は 30 日以降となります。

使用者側委員

以降なんですね。

労働者側委員

手前にはできないということなんですね。

黒田室長

手前にすることはできません。

使用者側委員

いくらでも後ろにはできるということですね。

黒田室長

年度内ということになります。

労働者側委員

先ほどの群馬局の指定日発効というのは何日でしょうか。

黒田室長

令和 8 年 1 月 1 日です。

佐藤部会長

よろしいでしょうか。それでは法定発効とするか指定日発効とするかも、専門部会で結論を出したいと思いますので、金額に併せて効力発生日の審議もお願いいたします。

それでは審議をはじめます。

前回の審議におきまして、労側からは、産業の特徴として特殊

な技術を要すること、作業環境が厳しいものであることから、県最賃との優位性は確保する必要があるとして、昨年度の優位率7.33%を踏まえ+76円の提示がありました。

次に使側からは、岡山県経営者協会の春闘賃上げ率4.48%を基に算出すると47円となるが、県全体でなく中小企業ではそこまでの上げ幅に至っていないため、+3%を基準に算出した+31円の提示がありました。

本日は、公労、公使の二者協議とし、初めに労側からご意見をお聞きすることとします。事前に打合せは必要でしょうか。すぐに始めてもよろしいでしょうか。打合せ時間、いかがでしょうか。

労働者側委員 お願いします。

佐藤部会長 どれくらい取りましょうか。

労働者側委員 10分位、いただければと思います。

佐藤部会長 そうしましたら、今15時3分位ですので、15時15分からお願いしたいと思います。

労働者側委員 15分位にここに帰ってくるということですね、

佐藤部会長 それでお願いします。

黒田室長 それでは事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

佐藤部会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど労使それぞれから金額提示がありました。

まず、労側ですが66円の提示がありました。鉄鋼64円、船舶65円という現状をみまして、一般機械器具製造業は地賃よりも優位性を確保するということです。鉄鋼、船舶と比較すると1円のプラスを確保したいということのご意見でした。

次に使側でございますが、40円の提示でございます。県の経営者協会の数字をもとにした47円を根拠として、中小零細企業を考慮すると40円の提示ということでございます。付言事項として、まだ決まっていない他産業3つを考慮したい、特に自動車の動向について考慮したいということでございました。

以上が労使それぞれの金額及び根拠の概要について、説明させていただきました。特に補足事項等ございますでしょうか。

(特になし)

佐藤部会長

それでは労使それぞれから個別にご意見をお聞きし、具体的金額提示をいただきましたが、労使の意見に隔たりがまだあるようです。今後の審議の進行を含めて委員の皆さん、何かご意見がありますでしょうか。

労働者側委員

労側としましては、使側委員からもお話がありましたように、まだ3業種が残っているということで、結審した2業種を考えてみると、地賃を下回る金額を提示するということは、他業種にも影響があるのかということもありますので、本日は66円を提示させていただきましたが、そこがぎりぎりのところかと考えています。労側としても他業種の動向を見る必要があるかなと判断しております。

佐藤部会長

いかがでしょうか。

使用者側委員

先ほど申し上げましたように、もう少し他業種の動きを見たいということがあります。その間に自動車が2回審議がありますね。今日この後もう一回協議しても、その様子も見ながらのなかでやりたいと思っています。

公益委員

このあと金額提示していただけるということですか。そうじゃなくてということですか。

使用者側委員

2業種、3業種の動きをもう少し見たいと思います。

佐藤部会長

そうしますと、次回に持ち越しということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤部会長

それでは、今両者からのご意見が出ました。次回持ち越しとさせていただきます。

本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、金額審議を終わります。

事務局から何かありますでしょうか。

黒田室長 特にございません。

佐藤部会長 それでは、本日はこれを持ちまして、第4回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を終わります。次回は11月19日水曜日、15時から第5回専門部会を開催します。次回は労使のイニシアティブを取っていただき、全会一致に至るよう委員の皆さんのご協力を願いいたします。

本日は大変御苦劳様でした。